

業務委託入札参加資格者 各位

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価の 運用（業務委託）に係る特例措置について（お知らせ）

高知県における令和 5 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）は、令和 4 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して全職種単純平均で約 5.4%上昇しています。

については、新技術者単価の運用に係る特例措置を下記のとおり講ずることとしましたのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

新技術者単価の決定に伴い、2 に定める業務の受注者は、土木設計等業務委託契約書第 57 条または建築設計等業務委託契約書第 58 条に基づき、旧技術者単価による契約を新技術者単価による契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

- (1) 契約締結日が令和 5 年 3 月 1 日以降の業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、履行期間の末日が令和 5 年 4 月 1 日以降であるものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

3 特例措置の運用

- (1) 対象業務の受注者に通知（**特例措置に係る様式**）

対象業務の受注者に、特例措置の対象業務であることを発注者（監督職員）から**特例措置に係る様式**により通知（電子メールまたは書面による。）する。

（当初の履行期間の末日が令和 5 年 3 月 31 日以前であったが、履行期間の延長により履行期間の末日が令和 5 年 4 月 1 日以降になった業務も同様に通知する。）

- (2) 特例措置についての通知の受領（**特例措置に係る様式**）

ア 通知を受けた受注者は、記名（押印不要）のうえ、受領書を発注者に提出（電子メールまたは書面による。）、変更請求の有無を通知する。

イ 提出期限は、令和 5 年 4 月 21 日（金）までとする。

(3) 変更協議手続

変更協議は、業務委託契約書に基づき委託様式 第 12 号「委託業務打合せ簿」により、手続きを行うこととする。

4 その他

(1) 本特例措置を適用した事務所名・業務名等はホームページ上で公表する。

【問い合わせ先】

積算に関すること：上下水道局技術監理課
TEL 088-821-9206

契約に関すること：上下水道局企画財務課
契約担当
TEL 088-821-9208